

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
新童子下地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 2 年 2 月 28 日
- 3 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数（個人：5 経営体）
- 4 3 の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - (1) 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - (2) 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 今後の地域農業のあり方
 - 地域の特性を生かした米の生産に努め、生産コストを低減できるよう地域ぐるみで取り組む。
 - 地域農業を継承する担い手の育成に取り組む。
 - 農地の維持及び農業経営の安定化を目指して経営の複合化を図る。